

# 介護保険運営協議会資料

資料 No. 3	糸魚川市介護保険条例（抜粋）
資料 No. 4	介護保険制度の概要
資料 No. 5	糸魚川市介護保険事業運営状況
資料 No. 5-2	糸魚川市介護保険事業者ガイド
資料 No. 6	高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（概要版）
資料 No. 7	介護保険事業計画における施設等の整備計画
資料 No. 8	事業所の休止について

## ○糸魚川市介護保険条例

平成17年3月19日条例第143号

## 第4章 運営協議会

(運営協議会)

**第17条** 介護保険の運営に係る重要事項及び保険給付の実態について調査審議するため、糸魚川市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第18条** 運営協議会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 保険料の収納等保険事業運営に関する重要事項
- (2) 介護サービス給付に係る実態及び改善すべき事項
- (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定及び運営に関する事項
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (5) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保険運営に関する事項

2 運営協議会は、調査審議した事項について、必要に応じ、市長に提言することができる。

(調査権等)

**第19条** 運営協議会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認められるときは、事業者及び利用者その他関係する者に対し、必要な文書その他資料の提出又は意見を求めることができる。

(組織)

**第20条** 運営協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療及び福祉の関係者
- (3) 被保険者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第21条** 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和3年8月26日(木)

介護保険運営協議会

# 介護保険制度の概要



ジオまる



ぬ～な

糸魚川市 市民部 福祉事務所

# 介護保険の制度の概要

- 介護保険制度創設の背景
- 介護保険の基本的なしくみ
- 介護保険サービスの体系
- 介護保険の利用者負担
- 介護保険財政のしくみ



# 何のためにできた制度か

## 介護保険制度創設の背景は？

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが増大
- 一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化



高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を創設  
2000年(平成12年)創設 3年毎に制度の見直しが行われる

- 自立支援・・・単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位・・・利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式・・・給付と負担の関係が明確な社会保険制度を採用

# 介護保険の基本的な仕組み

## 介護保険の加入者（被保険者）

**65歳以上の方**  
(第1号被保険者)



**介護サービスを利用できるのは**

**介護が必要と認定された方です。**

(病気やけがなど介護が必要になった原因に関わらず、介護サービスの対象となります。)

保険証は65歳の誕生日後に交付されます。

**40～64歳の方**  
(第2号被保険者)

**介護サービスを利用できるのは**

**老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。**

保険証は、要介護、要支援の認定を受けた方に交付されます。

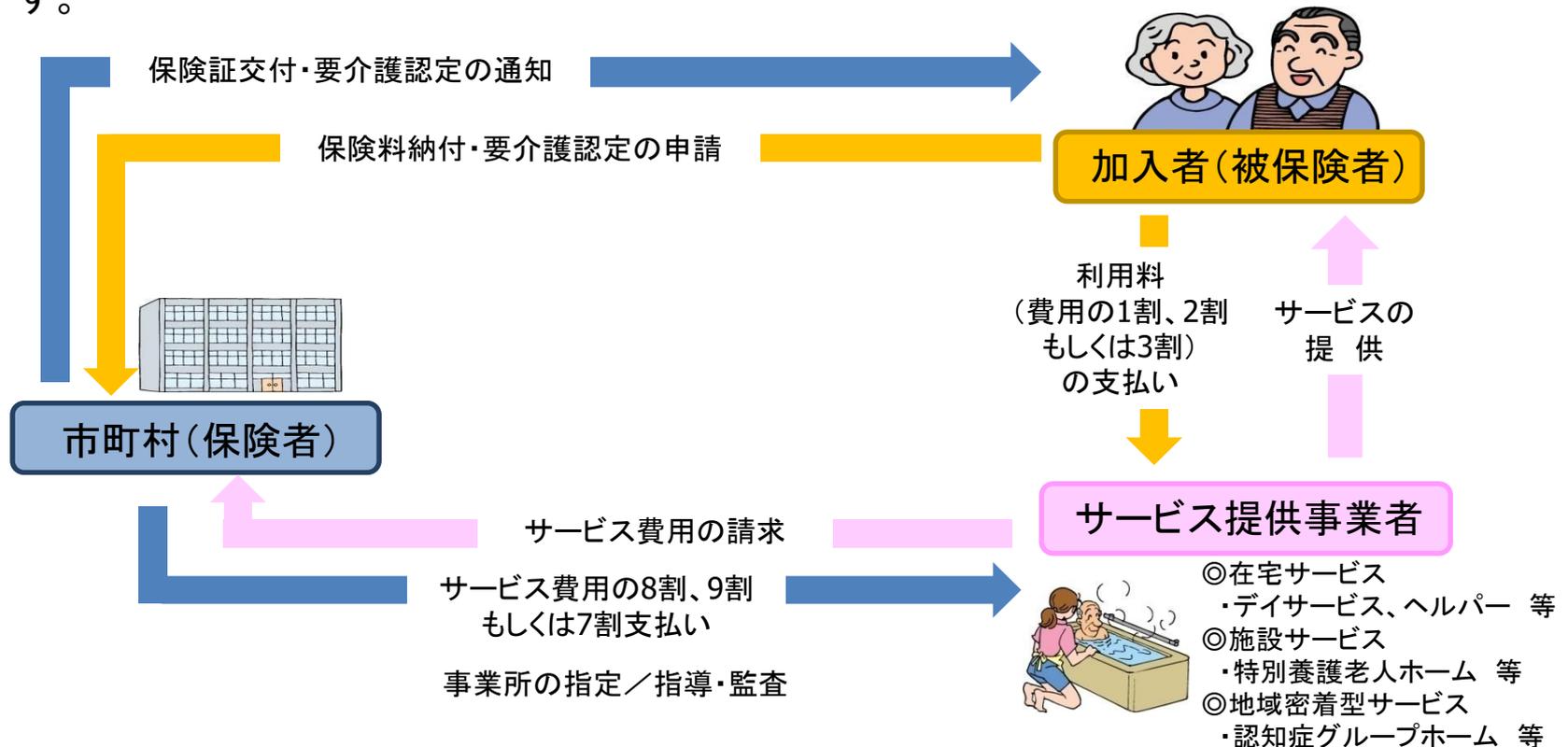
### 特定疾病(18)

- ・がん末期
- ・脳血管疾患
- ・関節リウマチ
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・脊柱管狭窄症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・初老期における認知症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・パーキンソン病関連疾患
- ・糖尿病性神経障害
- ・糖尿病性腎症
- ・糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 介護保険の基本的な仕組み

## みんなで支える介護保険

介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。40歳以上の方が加入者として保険料を出しあって、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみです。



# 介護保険の基本的な仕組み

## 介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。

### 1 申請

サービス利用を希望する方は、「要介護認定」の申請をします。

【窓口】市役所、能生事務所、青海事務所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

### 2 要介護認定

- ①認定訪問調査の実施(市の訪問調査員などが心身の状況などを本人家族から聞き取り調査)
- ②主治医意見書の作成
- ③認定審査

### 3 認定結果の通知

### 4 ケアプランの作成

ケアマネジャーにより、本人・家族と相談したうえでどの介護サービスが必要か決定します。

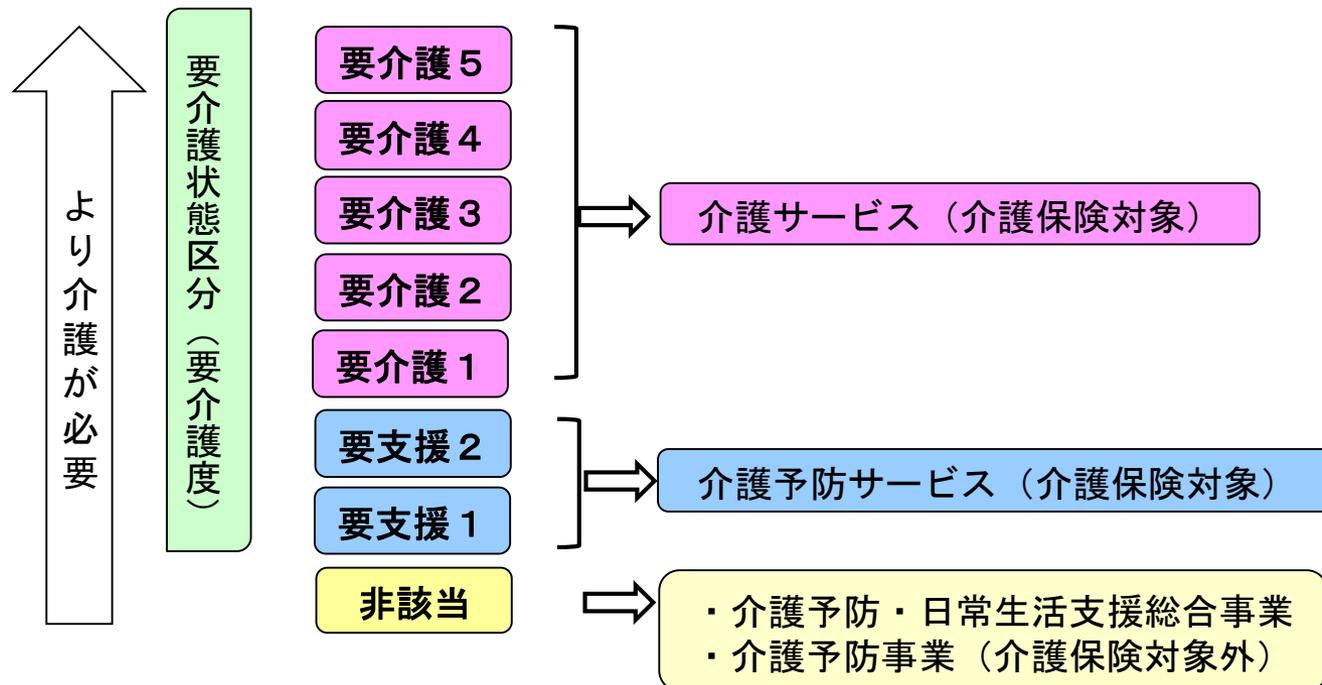
### 5 介護サービスの利用

# 介護保険の基本的な仕組み

## 要介護状態区分

認定調査と主治医意見書の内容をもとに、コンピュータによる一次判定を行い、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で、どのくらいの介護が必要なのか、最終的な審査、判定を行います（二次判定）。

※病気の重さではなく、介護が必要な度合いで判定します。



# 介護保険サービスの体系

## 在宅サービスと施設サービス

在宅



施設



### 訪問系サービス

○訪問介護 ○訪問看護 等  
ホームヘルパーや看護師が自宅を訪問し、身体介護や生活援助、療養上の世話や診療上の補助を行います。

### 通所系サービス

○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション(デイケア) 等  
デイサービス、介護老人保健施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

### 短期滞在系サービス

○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護  
介護老人福祉施設や医療施設など短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

### 居住系サービス

○認知症共同生活介護(グループホーム) 等  
認知症の人が共同生活する住宅でサービスを提供します。

### 施設系サービス

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 等  
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設や在宅復帰を目指したリハビリ型施設。

# 介護保険サービスの体系

## 自宅での暮らしを支えるもの

### 福祉用具貸与

車いす、歩行補助つえなどの福祉用具を借りることができます。  
要介護度により利用が制限される場合があります。

#### ●費用と限度額について

貸出料の1割で借りられます。限度額は支給限度額の範囲内です。

- ・車いす ・特殊寝台(ベッド)
- ・床ずれ防止用具(エアマット)
- ・歩行器 ・歩行補助つえ など

### 特定福祉用具販売

排せつや入浴など貸与になじまない福祉用具の購入ができます。

#### ●費用と限度額について

費用の1割で購入できます。年間(4月～翌年3月)10万円が限度です。

- ・腰掛け便座(ポータブルトイレ)
- ・入浴補助用具(シャワーチェア) など

### 住宅改修費支給

住みなれた自宅で安心して暮らすために、改修費用を支給します。

#### ●費用と限度額について

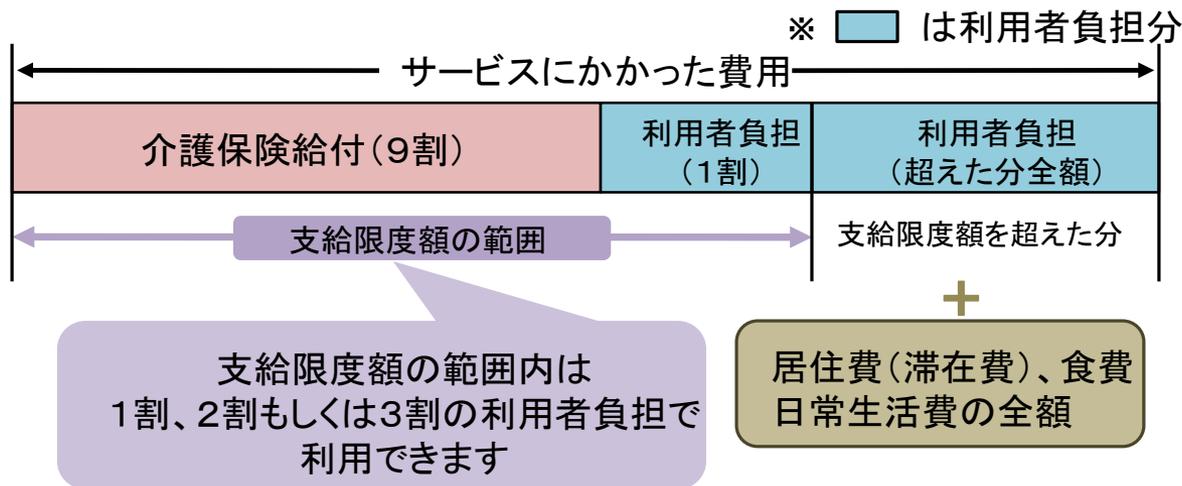
費用の1割で改修できます。同一住宅につき1人あたり20万円が限度です。(原則1回限り)

- ・手すりの取り付け ・段差の解消
- ・引き戸などへの扉の取り替え
- ・洋式便座などへの便器の取り替え など

# 介護保険サービスの利用者負担

## サービスを利用したときには 費用の1割～3割を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、サービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1割～3割です。



介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護度状態区分に応じて利用できる1か月の上限額（支給限度額）が決められています。（右表）上限の範囲内で利用するときは、負担は1割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分が全額利用者の負担となります。

◎在宅サービスの支給限度額

要介護度 状態区分	1か月の 支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

# 介護保険サービスの利用者負担 負担が高額になったときは

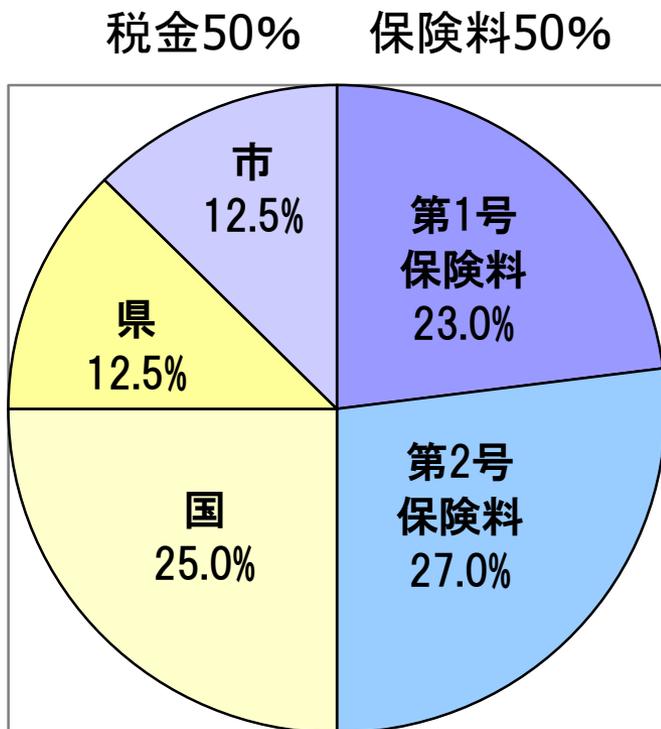
## 高額介護(介護予防サービス費)

同じ月に利用したサービスの、1割～3割の利用者負担の合計(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

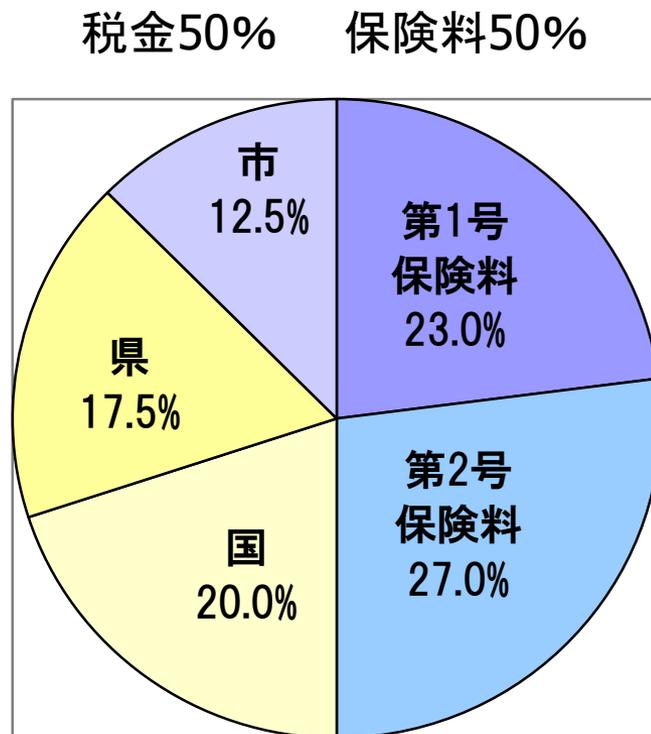
利用者負担区分	負担上限額(月額)
現役並み所得相当の世帯	
・年収約1,160万円以上	世帯:140,100円
・年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯:93,000円
・年収約383万円以上約770万円未満	世帯:44,400円
一般世帯	世帯:44,400円
世帯全員が住民税非課税	世帯:24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	個人:15,000円 世帯:24,600円
・生活保護の受給者等	個人:15,000円

# 介護保険財政のしくみ

## それぞれの負担割合



在宅サービス



施設サービス

在宅と施設とでは、国と県の負担割合が異なっている

施設の指定権限は県 → 施設整備によって県の負担が増える仕組み

# 令和3年度 糸魚川市介護保険事業運営状況

## 1 主要指標

### (1) 人口（令和3年4月1日現在）

区分	総人口 A	65歳～74歳 B	75歳以上 C	高齢者数 D=B+C	高齢化率 E=D/A
人口	41,010人	7,240人	9,266人	16,506人	40.25%

### (2) 要介護認定者数及び要介護認定率（令和3年4月1日現在）

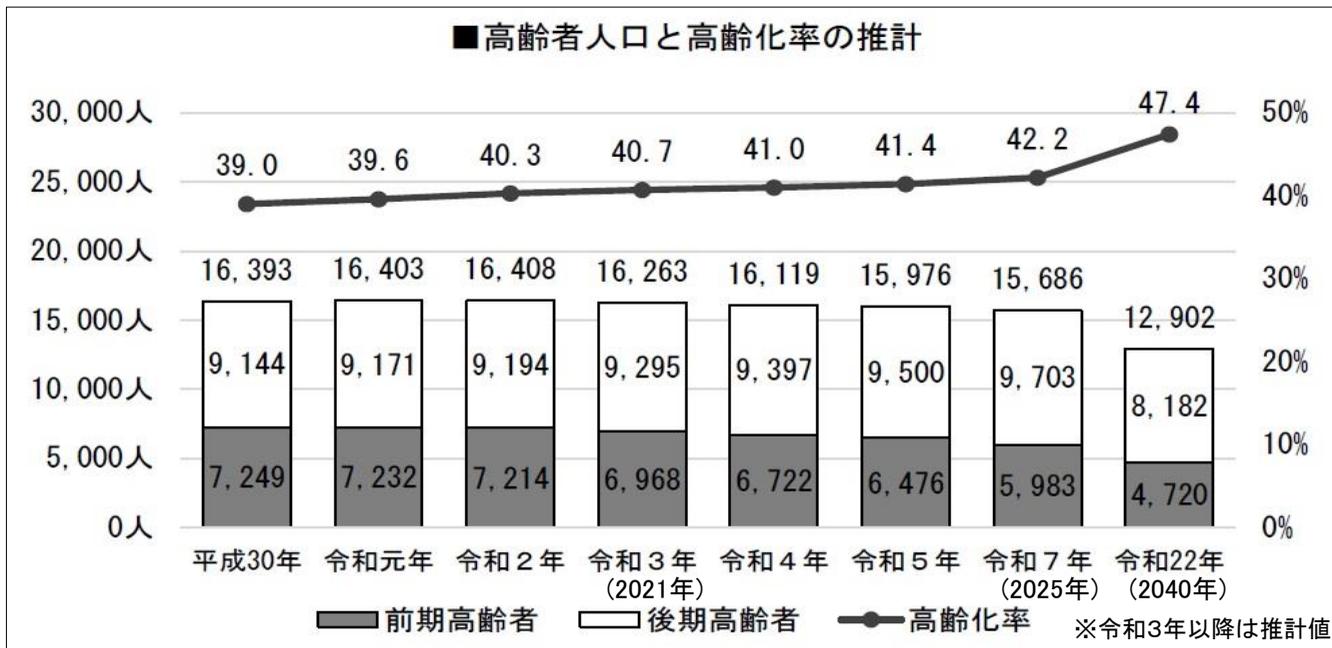
区分	高齢者数 A	認定者数 B	要介護認定率 C=B/A
人口	16,506人	3,016人	18.27%

※うち、サービス利用者数 2,644人 (87.67%)

- 在宅サービス利用者数 1,611人 (60.9%)
- 施設サービス利用者数 666人 (25.2%)
- 地域密着型サービス利用者数 367人 (13.9%)

### 【参考】高齢者人口の推移

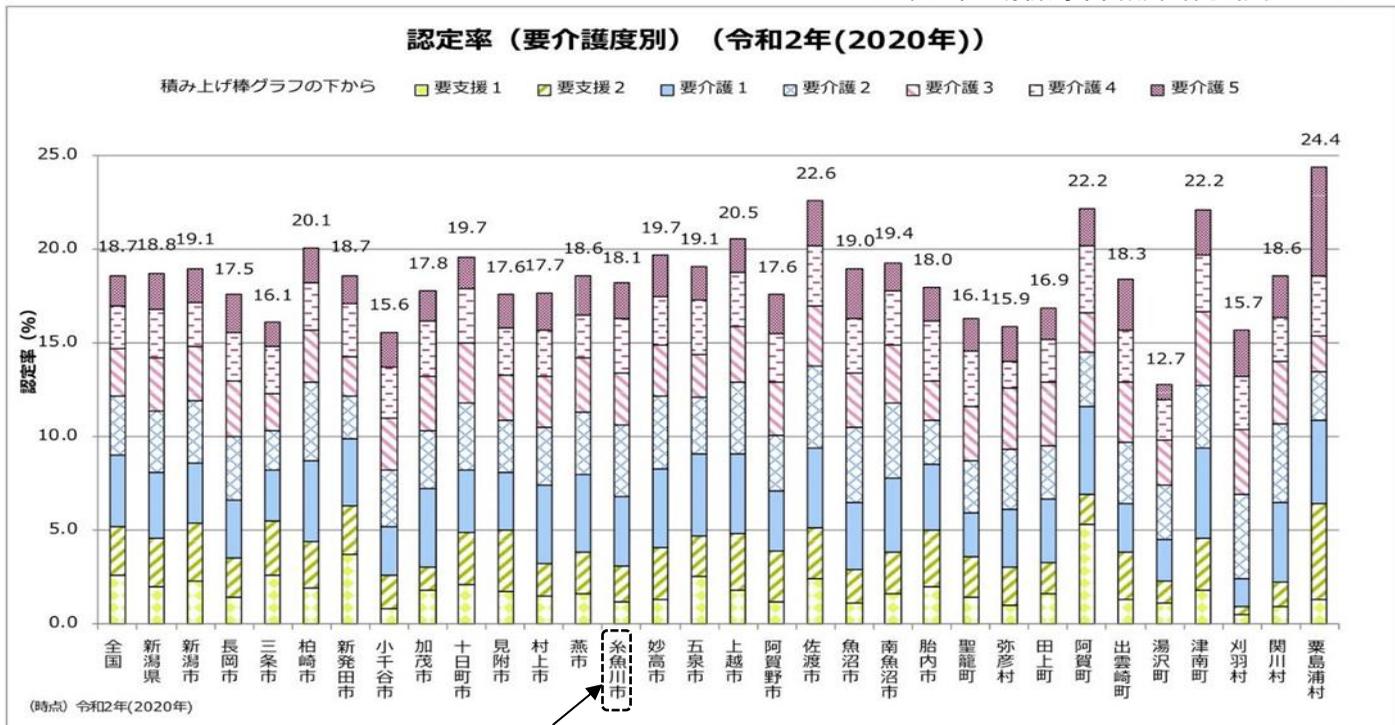
(出典: 第8期介護保険事業計画)



※平成30年頃をピークに高齢者数は減少局面にあります。75歳以上の後期高齢者人口は、令和7年(2025年頃)頃まで緩やかに増加すると推計されています。

### 【参考】県内における介護認定率

(出典: 第8期新潟県高齢者保健福祉計画)



### (3) 介護保険料基準月額の推移

区 分	第1期 (H12-H14)	第2期 (H15-H17)	第3期 (H18-H20)	第4期 (H21-H23)	第5期 (H24-H26)	第6期 (H27-H29)	第7期 (H30-R2)	第8期 (R3-R5)
糸魚川市	2,800円 ～2,900円	2,900円 ～3,600円	3,980円	4,620円	5,860円	5,835円	5,690円	<b>5,400円</b>
県平均	2,774円	3,347円	4,047円	4,450円	5,634円	5,956円	6,178円	6,209円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円

※市町合併後、平成17年度までは、旧市町の保険料を引き継ぎ不均一賦課

※第8期では、県内30保険者中、低い方から2番目となっている。(5,200円～7,000円)

### (4) 認定者数及び保険給付費の推移

年度	認定者数	在宅(施設以外) に係る費用	割合	施設に係る費用	割合	費用合計	対前年比
H20	3,040人	24億7,597万円	55.1	20億1,642万円	44.9	44億9,239万円	106.7
H21	3,068人	26億2,620万円	55.6	20億9,643万円	44.4	47億2,263万円	105.1
H22	3,044人	27億6,054万円	56.6	21億1,566万円	43.4	48億7,620万円	103.3
H23	3,030人	29億0,981万円	58.0	21億0,656万円	42.0	50億1,637万円	102.9
H24	3,083人	30億8,815万円	59.6	20億9,581万円	40.4	51億8,396万円	103.3
H25	3,130人	31億2,715万円	60.6	20億2,949万円	39.4	51億5,664万円	99.5
H26	3,151人	31億9,709万円	61.2	20億2,565万円	38.8	52億2,274万円	101.3
H27	3,194人	30億1,738万円	60.5	19億7,290万円	39.5	49億9,028万円	95.5
H28	3,188人	29億9,968万円	59.3	20億5,906万円	40.7	50億5,874万円	101.4
H29	3,018人	30億7,059万円	59.4	20億9,694万円	40.6	51億6,753万円	102.2
H30	3,123人	31億3,836万円	59.6	21億3,169万円	40.5	52億7,005万円	102.0
R1	3,124人	31億5,221万円	59.6	21億3,467万円	40.4	52億8,688万円	100.3
R2	3,099人	31億3,803万円	59.4	21億4,181万円	40.6	52億7,984万円	99.9

※制度開始当初(H12.4.1)の認定者数は1,446人

※直近3か年の保険給付費合計は、ほぼ横ばいとなっている。

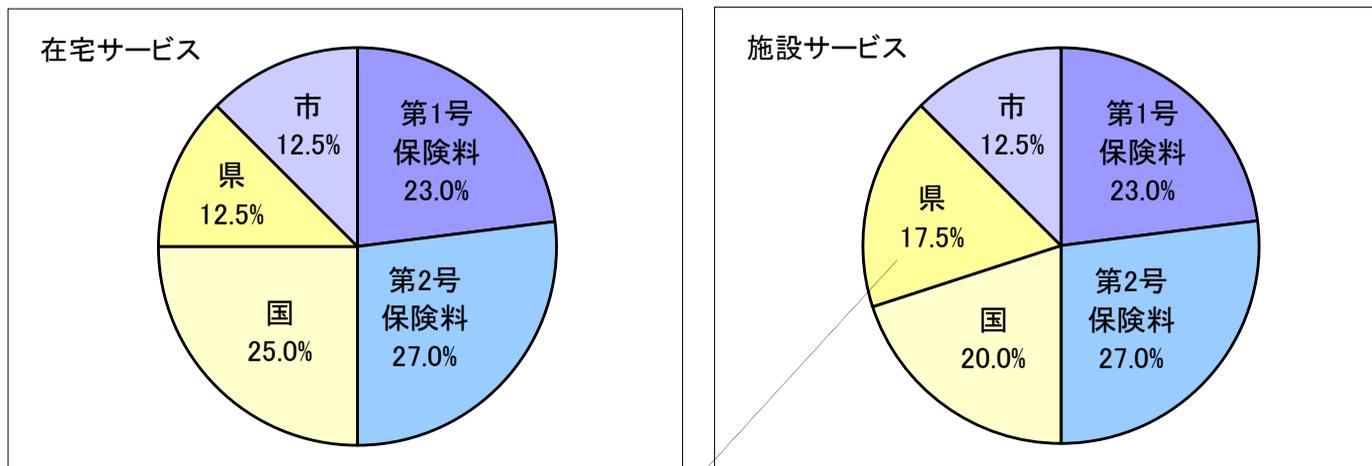
### (5) 市内特別養護老人ホーム申込者(待機者)数(令和3年2月1日現在)

所 在	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
在 宅	10人	14人	43人	<b>42人</b>	<b>22人</b>	131人
介護老人保健施設	4人	9人	47人	27人	12人	99人
療養型(介護保険)	0人	0人	0人	4人	3人	7人
病院(医療保険)	1人	4人	11人	17人	10人	43人
その他福祉施設	2人	16人	32人	32人	19人	101人
計	17人	43人	133人	122人	66人	381人

※緊急性が高いと考えられる在宅の要介護4及び要介護5の認定者数：**64人**

## 2 介護保険財政の仕組み

### (1) 負担割合



※在宅と施設とでは、国及び県の負担割合が異なっている  
 (施設の指定権限は県にあるが、施設が整備されることにより、県の負担が増える仕組み)

### (2) 保険給付費と第1号保険料との関係

#### 【介護保険料の算定方法】

(注)実際の算定式を簡易化して記載しています

$$\begin{array}{ccc}
 \text{令和3～5年度} & \text{第1号被保険者} & \text{令和3～5年度} \\
 \text{保険給付費等見込額} & \text{の負担割合} & \text{第1号被保険者数見込} \\
 \downarrow & \downarrow & \downarrow \\
 170\text{億}8,000\text{万円} & \times 23.0\% & \div 48,358\text{人} \div 12\text{か月} = \boxed{6,770\text{円}}
 \end{array}$$

※国からの調整交付金(4.3億円)や基金取崩(3.7億円)等を算入し、**5,400円**としています。

### (3) 1人あたり保険給付費 (注)給付費は令和2年度決算ベース

内訳	利用者数	保険給付費	1人あたり給付費	参考(1人あたり保険料基準額)
在宅	1,978人	31億3,803万円	158.6万円/年	6.5万円/年(5,400円×12か月)
施設	666人	21億4,181万円	321.6万円/年	6.5万円/年(5,400円×12か月)
計	2,644人	52億7,984万円	199.7万円/年	6.5万円/年(5,400円×12か月)

### (4) 介護保険料の納付義務と権利

#### 介護サービスを利用していない方々からは…

介護保険サービスの利用により保険給付を受けている方は、高齢者全体の2割に満たず、残り8割以上の方は、介護保険料の納付義務だけを負っている。

納付方法としては、約95%の方が特別徴収(年金からの天引き)、残りの約5%の方が普通徴収(納付書や口座振替による納付)となっていることから、収納率は約99%と高率であるが、「保険料が高すぎる」「保険料納付の見返りが無い」などの声が寄せられている。



#### 介護サービスを利用している方々からは…

介護保険料を納めているのだから、「施設をさらに造ってほしい」「サービスをもっと拡充してほしい」などの声が寄せられている。

### 3 介護サービス事業所の状況（定員）

令和3年8月1日現在

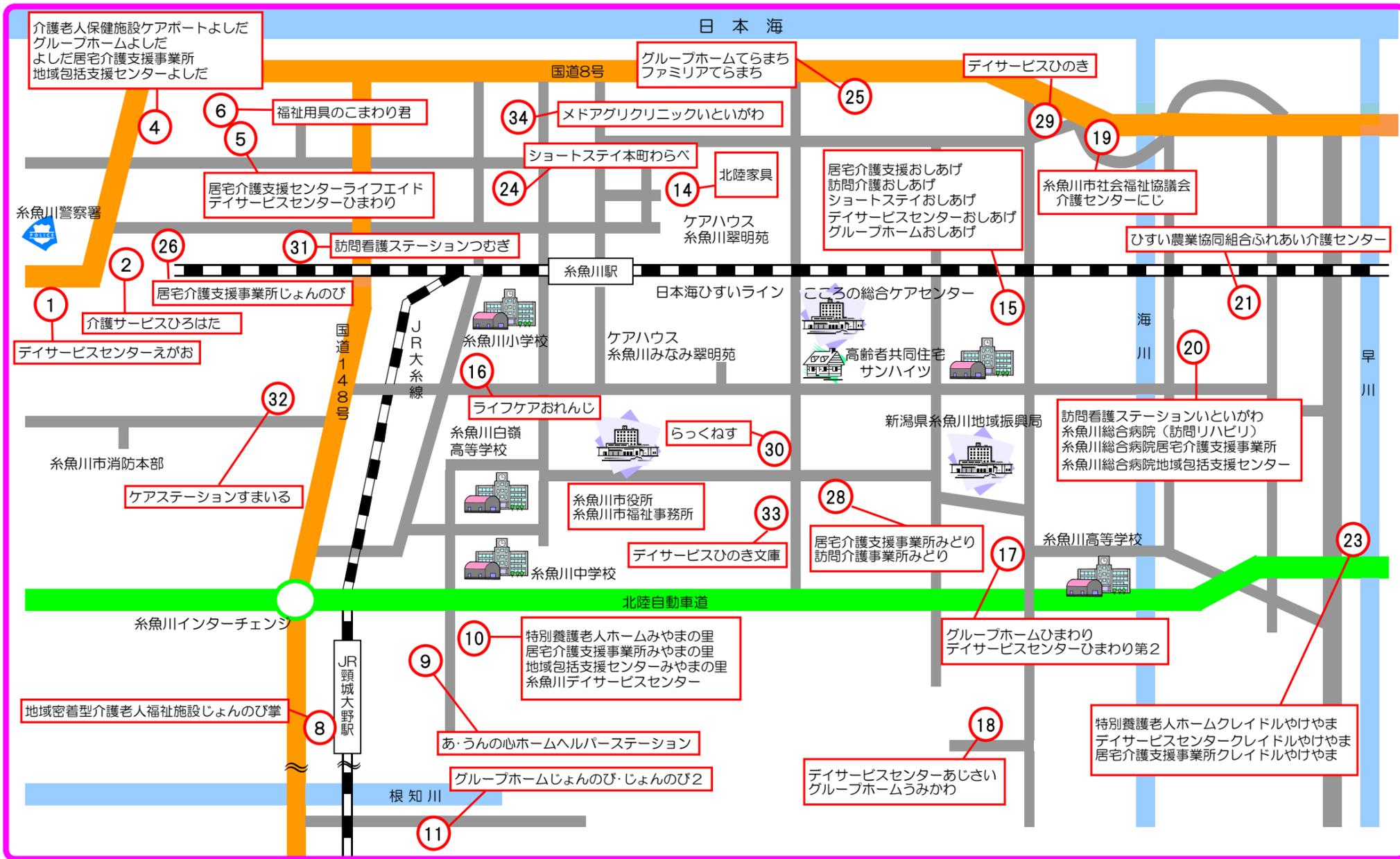
地域	種類	施設等	定員等	(小計)	
糸魚川地域 819人 (定員合計)	特養	みやまの里	128	(227)	
		クレトルやけやま	70		
		じよんのび掌	29		
	介護老人保健 グループホーム	ケアポートよしだ	100	(100)	
		よしだ	じよんのび	9	(90)
			じよんのび2	9	
			ひまわり	9	
			てらまち	18	
			うみかわ	18	
			おしあげ	18	
デイサービス			糸魚川	35	
	あじさい		35		
	クレトルやけやま	30			
	おしあげ	50			
	ひまわり	10			
	ひまわり第2	35			
	ひのき	16			
	ひのき文庫	20			
	えがお	15			
	らっくねす	10			
	通所リハ	ケアポートよしだ	40	(40)	
ショートステイ	みやまの里	14	(81)		
	クレトルやけやま	16			
	おしあげ	30			
	本町わらべ	21			
	ケアポートよしだ	老健に含む			
小規模多機能	ファミリアてらまち	25	(25)		

地域	種類	施設等	定員等	(小計)
能生地域 292人 (定員合計)	特養	おおさわの里	140	(140)
		グループホーム	ゆうなぎ	9
	ケアビジョンホーム	18		
	デイサービス	おおさわ	35	(85)
		ささら苑	25	
はま		25		
ショートステイ	おおさわの里	19	(40)	
	あおぞら	21		

地域	種類	施設等	定員等	(小計)
青海地域 293人 (定員合計)	特養	ふくがくちの里	58	(87)
		じよんのび慈	29	
	介護老人保健	至誠会	116	(116)
	グループホーム	じよんのび3	18	(18)
	デイサービス	おうみ	40	(40)
	ショートステイ	ふくがくちの里	12	(32)
じよんのび圓		20		

# 糸魚川地域 介護保険事業者マップ

## 入所・居住できる主なサービス



**介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)**  
 常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

**介護老人保健施設**  
 状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

**認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**  
 認知症の高齢者がスタッフの介護を受けながら、共同生活する住宅です。



### 福祉用具貸与

番号	サービス事業所名	住所	電話番号
⑥	福祉用具のこまわり君	横町5-15-12	552-2941
⑭	株式会社北陸家具	大町1-6-10	552-4056
⑯	ライフケアおれんじ	上刈1-5-22	553-1122
⑳	ひすい農業協同組合ふれあい介護センター	大和川436	550-1577

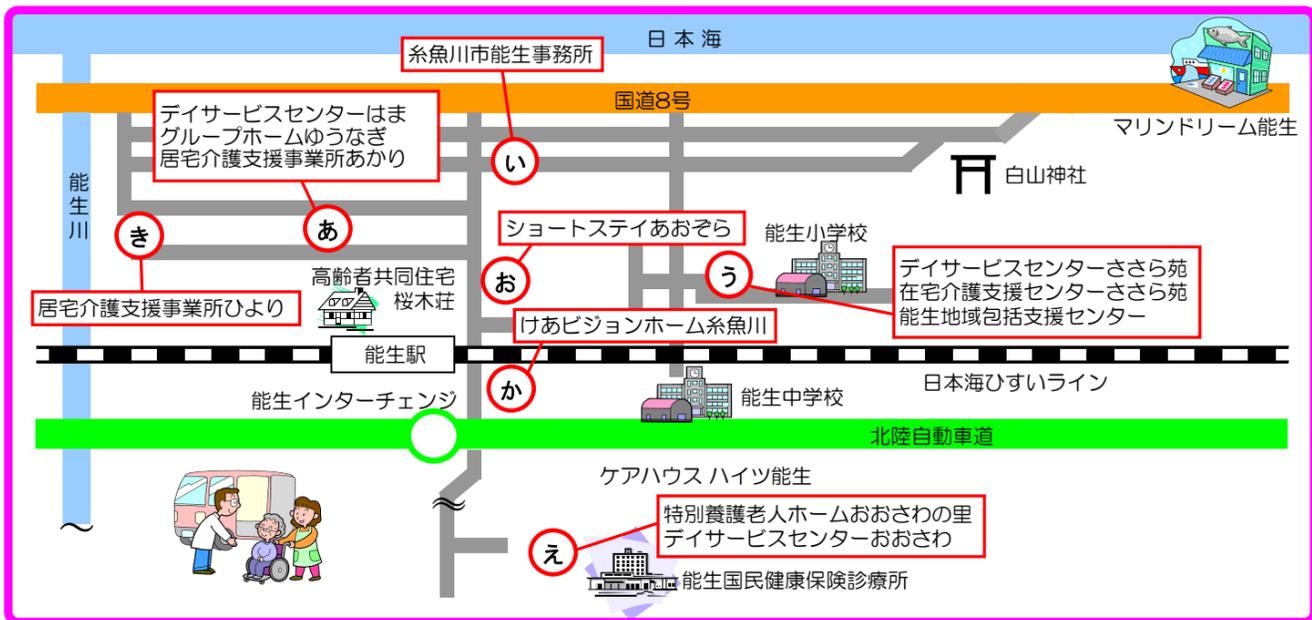
### 特定福祉用具販売

番号	サービス事業所名	住所	電話番号
⑥	福祉用具のこまわり君	横町5-15-12	552-2941
⑭	株式会社北陸家具	大町1-6-10	552-4056
⑯	ライフケアおれんじ	上刈1-5-22	553-1122
⑳	ひすい農業協同組合ふれあい介護センター	大和川436	550-1577

サービス名	番号	サービス事業所名	住所	電話番号
訪問介護(ホームヘルプサービス)	②	介護サービスひろはた	横町4-8-19	553-1044
	⑨	あ・うんの心ホームヘルプステーション	大野73	552-5297
	⑮	訪問介護おしあげ	南押上1-3-11	550-1915
	⑯	ライフケアおれんじ	上刈1-5-22	553-1122
	⑲	糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ	押上2-9-65	550-1025
訪問看護	⑳	訪問看護事業所みどり	一の宮2-8-19	550-0055
	㉓	訪問看護ステーションいといがわ	竹ヶ花457-1	553-9305
	⑳	訪問看護ステーションつむぎ	横町4-2-11	556-6220
	⑳	ケアステーションすまいる	上刈6-8-20	556-6853
訪問リハビリテーション	⑳	メドアグリクリニックいといがわ	本町12-31	555-7776
	⑳	糸魚川総合病院	竹ヶ花457-1	552-0280
通所介護(デイサービス)	⑱	デイサービスセンターあじさい	水保1788-1	552-6601
	㉓	デイサービスセンタークレイドルやけやま	梶屋敷915	550-2015
	⑩	糸魚川デイサービスセンター	大野160	552-8101
	⑮	デイサービスセンターおしあげ	南押上1-3-11	550-6550
	⑰	デイサービスセンターひまわり第2	平牛911-2	550-1701
	⑳	デイサービスひのき文庫	一の宮3-4-30	555-7550
	①	デイサービスセンターえがお	寺島3-2-40	555-7747
地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)	⑤	デイサービスセンターひまわり	横町5-11-1	550-1703
	⑲	デイサービスひのき	押上2-4-25	556-6966
	⑳	らっくねす	一の宮2-1-12	553-0909

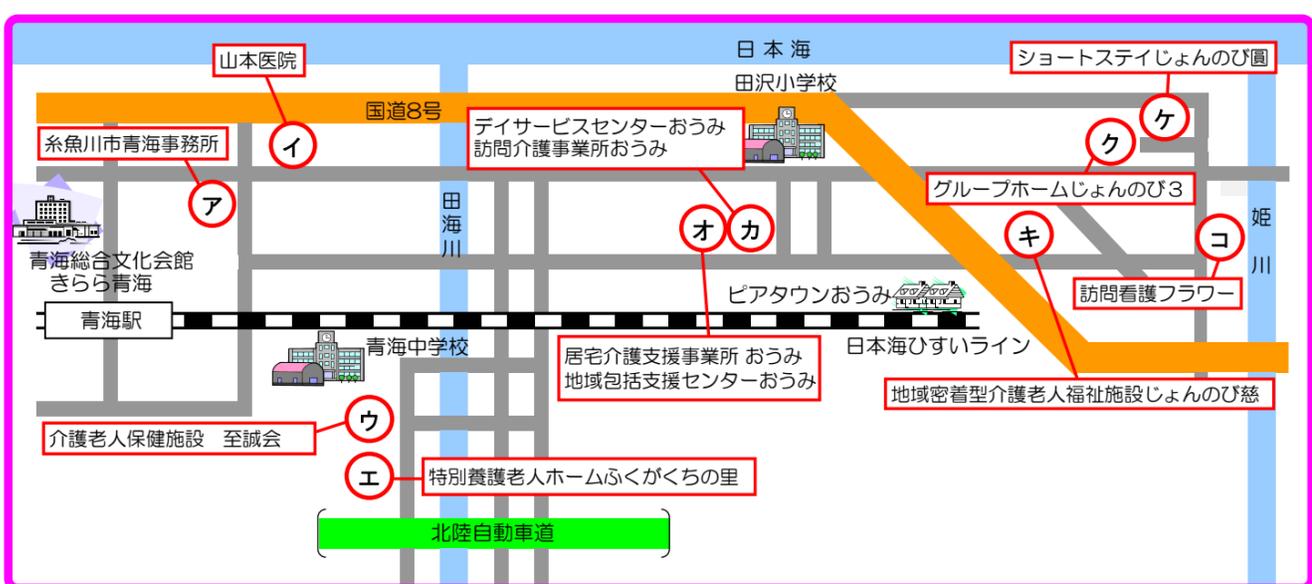
サービス名	番号	サービス事業所名	住所	電話番号
小規模多機能型居宅介護	⑲	ファミリアてらまち	寺町3-6-4	550-6221
通所リハビリテーション(デイケア)	④	老人保健施設ケアポートよしだ	横町5-9-12	553-2682
	④	老人保健施設ケアポートよしだ	横町5-9-12	553-2682
短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ)	④	老人保健施設ケアポートよしだ	横町5-9-12	553-2682
	⑳	ショートステイ本町わらべ	本町7-1	550-0010
	⑩	特別養護老人ホームみやまの里	大野129	552-8101
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	⑮	ショートステイおしあげ	南押上1-3-11	550-6551
	㉓	特別養護老人ホームクレイドルやけやま	梶屋敷915	550-2015
	⑧	地域密着型介護老人福祉施設 じよんのび掌(たなごころ)	大野1724-1	553-0753
	⑩	特別養護老人ホームみやまの里	大野129	552-8101
介護老人保健施設	㉓	特別養護老人ホームクレイドルやけやま	梶屋敷915	550-2015
	④	介護老人保健施設ケアポートよしだ	横町5-9-12	553-2682
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	④	グループホームよしだ	横町5-9-12	550-1230
	⑪	グループホームじよんのび	根小屋1228-7	558-2112
	⑪	グループホームじよんのび2	根小屋1228-1	558-2112
	⑲	グループホームてらまち	寺町3-6-4	550-6220
	⑰	グループホームひまわり	平牛911-2	550-1702
	⑱	グループホームうみかわ	水保1788-1	555-7181

# 能生地域 介護保険事業者マップ



サービス名	番号	サービス事業所名	住所	電話番号
通所介護(デイサービス)	あ	デイサービスセンターはま	桜木45-1	566-5755
	う	デイサービスセンターささら苑	能生4460	561-4159
	え	デイサービスセンターおおさわ	大沢313-1	566-5333
短期入所生活介護(ショートステイ)	え	特別養護老人ホームおおさわの里	大沢313-1	566-5333
	お	ショートステイあおぞら	能生2321	556-8110
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	え	特別養護老人ホームおおさわの里	大沢313-1	566-5333
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	あ	グループホームゆうなぎ	桜木45-1	566-5750
	か	けあビジョンホーム糸魚川	能生2571-1	561-4000

# 青海地域 介護保険事業者マップ



サービス名	番号	サービス事業所名	住所	電話番号
訪問介護(ホームヘルプサービス)	㊦	訪問介護事業所おうみ	田海5600	561-7317
通所介護(デイサービス)	㊦	デイサービスセンターおうみ	田海5600	561-7317
訪問看護	㊦	訪問看護フラワー	須沢2970	070-2825-4964
短期入所生活介護(ショートステイ)	㊦	特別養護老人ホームふくがくちの里	寺地3074	562-1260
	㊦	ショートステイじょんのび園(まどか)	須沢2048-1	556-7805
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	㊦	特別養護老人ホームふくがくちの里	寺地3074	562-1260
	㊦	地域密着型介護老人福祉施設 じょんのび慈(いつくしみ)	須沢3250	562-1080
介護老人保健施設	㊦	介護老人保健施設 至誠会	寺地3018	562-5778
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	㊦	グループホームじょんのび3	須沢2914	562-1688

# 糸魚川市 介護保険事業者ガイド



糸魚川市福祉事務所

(注) 糸魚川市の市外局番は、025-\*\*\*-\*\*\*\*です。

令和3年4月1日現在

☎552-1511



## 自宅で受けられる主なサービス

### 訪問入浴介護

介護士や看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、居宅での生活行為を向上させるためにリハビリテーションを行います。

### 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設等で食事、入浴などの日常生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

### 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。(要支援1・2及び要介護1の人には給付の対象とならない用具があります)

### 住宅改修

手すりの設置や段差解消などの住宅改修をした際、改修費の一部を支給します。  
※事前申請が必要です

### 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。

### 訪問看護

看護師等が家庭を訪問し、療養の世話や診療の補助を行います。

### 通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

### 短期入所生活介護(ショートステイ)

福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

### 特定福祉用具販売

入浴や排泄に使用する福祉用具を購入した際、その購入費の一部を支給します。

### 小規模多機能型居宅介護

通所、訪問、泊まりのサービスを組み合わせたサービスを提供します。

## 【総合相談窓口】 ※地域包括支援センター等

担当地域	番号	相談窓口名	住所	電話番号
地域包括支援センター	④	地域包括支援センターよしだ	横町5-9-12	550-1788
	㊦	糸魚川総合病院地域包括支援センター	竹ヶ花457-1	553-1221
	⑩	地域包括支援センターみやまの里	大野129	550-6525
	㊦	能生地域包括支援センター	能生4460	561-4180
糸魚川市役所	㊦	地域包括支援センターおうみ	田海5600	562-3500
	⑬	糸魚川市福祉事務所	一の宮1-2-5	552-1511
	い	糸魚川市能生事務所	能生1941-2	566-3111
	㊦	糸魚川市青海事務所	青海4648-11	562-2260

## 【居宅介護支援事業所】 ※ケアマネジャー事業所

所在地域	番号	相談窓口名	住所	電話番号
居宅介護支援事業所(ケアマネジャー事業所)	④	よしだ居宅介護支援事業所	横町5-9-12	553-0782
	⑤	居宅介護支援センターライフエイド	横町5-11-1	552-0860
	⑩	居宅介護支援事業所みやまの里	大野129	550-6526
	⑮	居宅介護支援おしあげ	南押上1-3-11	550-1915
	⑯	ライフケアおれんじ	上刈1-5-22	553-1122
	⑲	糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ	押上2-9-65	550-1025
	㊦	糸魚川総合病院居宅介護支援事業所	竹ヶ花457-1	553-0839
	㊦	居宅介護支援事業所クレイドルやけやま	梶屋敷915	555-7140
	㊦	居宅介護支援事業所じょんのび	横町4-6-4	555-7061
	㊦	居宅介護支援事業所みどり	一の宮2-8-19	550-0055
能生地域	あ	居宅介護支援事業所あかり	桜木45-1	566-5767
	う	在宅介護支援センターささら苑	能生4460	561-4155
青海地域	き	居宅介護支援事業所ひより	桜木128	090-2643-1912
	い	医療法人社団山本医院	寺地232-1	562-2456
	㊦	居宅介護支援事業所おうみ	田海5600	562-1817

要介護者の心身の状況に応じた適切な介護支援サービス(要介護認定申請の代行・介護サービス計画作成・在宅介護サービス事業所との連絡調整等)を提供します。

糸魚川市高齢者福祉計画・第8期糸魚川市介護保険事業計画

【概要版】

# いつまでも住み慣れた場所で 元気に暮らし続けるために



令和3年3月

糸魚川市 福祉事務所

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5

電話 (025) 552-1511 (代)

FAX (025) 552-8250

# 1 計画の概要

## ◆ 計画策定の背景と趣旨

我が国の高齢化は急速に進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成 29 年推計）によると、団塊の世代すべてが 75 歳以上になる令和 7 年（2025 年）の高齢化率は 30.0%、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22 年（2040 年）には 35.3%に達する見込みとなっています。

本市においても、総人口の減少に伴い高齢化率は上昇することが見込まれ、併せて高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していく傾向にあることから、介護保険サービスを含め高齢者の生活支援にかかる多様なサービスに対する需要の増加が予測されます。

地域の高齢者等がそれぞれの有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた地域において安心して自立した日常生活を営むことができるよう、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域住民や地域の多様な主体が連携し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「糸魚川市高齢者福祉計画・第 8 期糸魚川市介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

高齢者が生きがいを感じ安心して住み慣れた地域で生活ができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える取組を目指していきます。

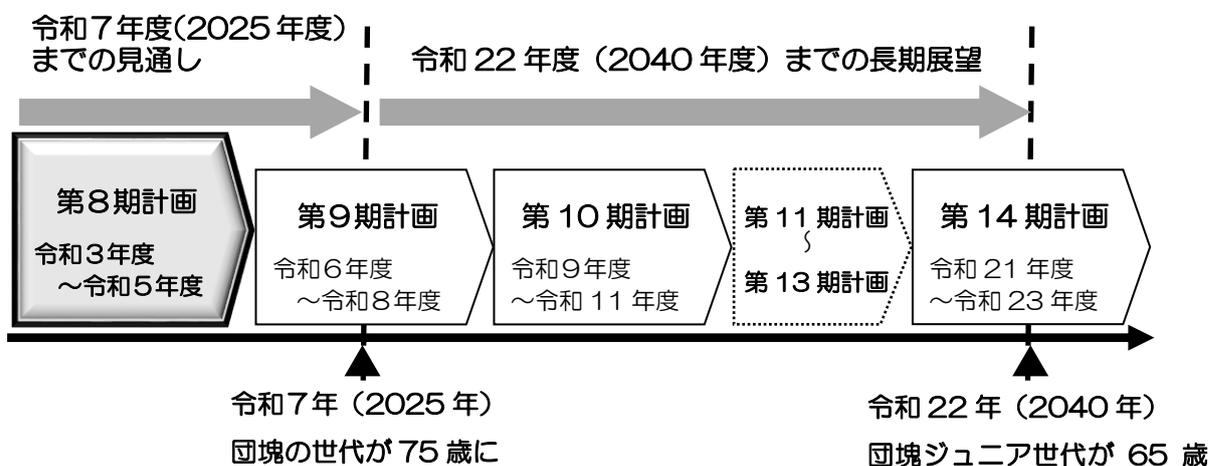
## ◆ 計画の性格及び位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による老人福祉計画及び介護保険法第 117 条の規定による介護保険事業を一体的に策定したものです。

また、本市の「総合計画」や関連する「糸魚川市地域福祉計画」「健康いといがわ 21」「ささえあいプラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」などの計画との整合性を図るほか、「新潟県高齢者保健福祉計画」等との関連を十分に踏まえ、計画策定を行いました。

## ◆ 計画期間

本計画の期間は、介護保険法に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画の期間とします。

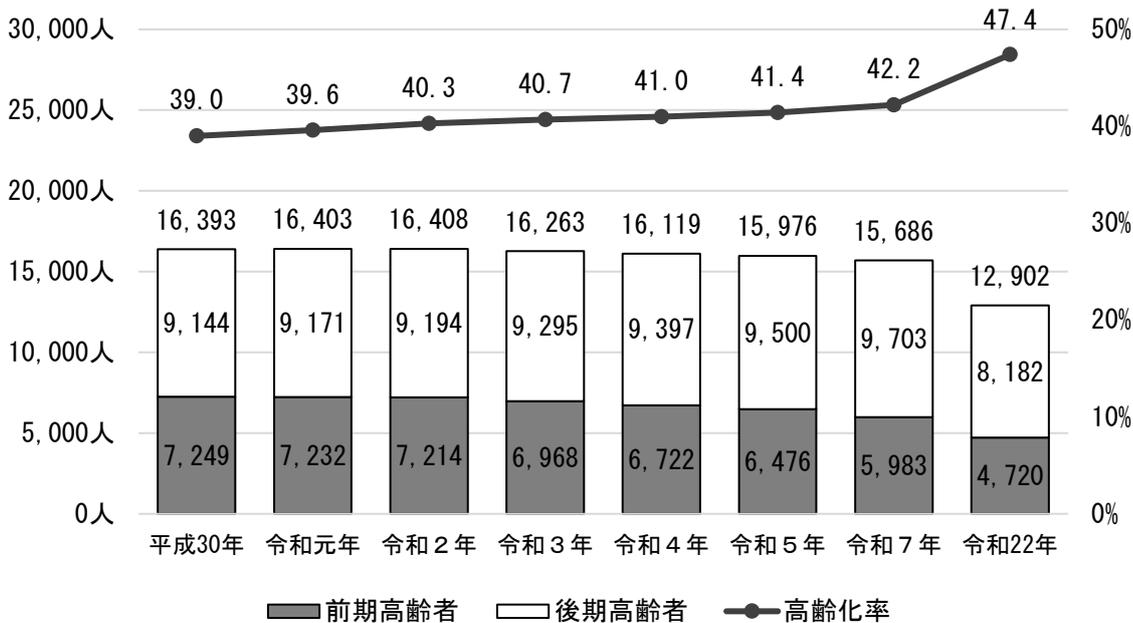


## 2 高齢者の姿の推移と推計

### ◆ 高齢者人口と高齢化率の推移

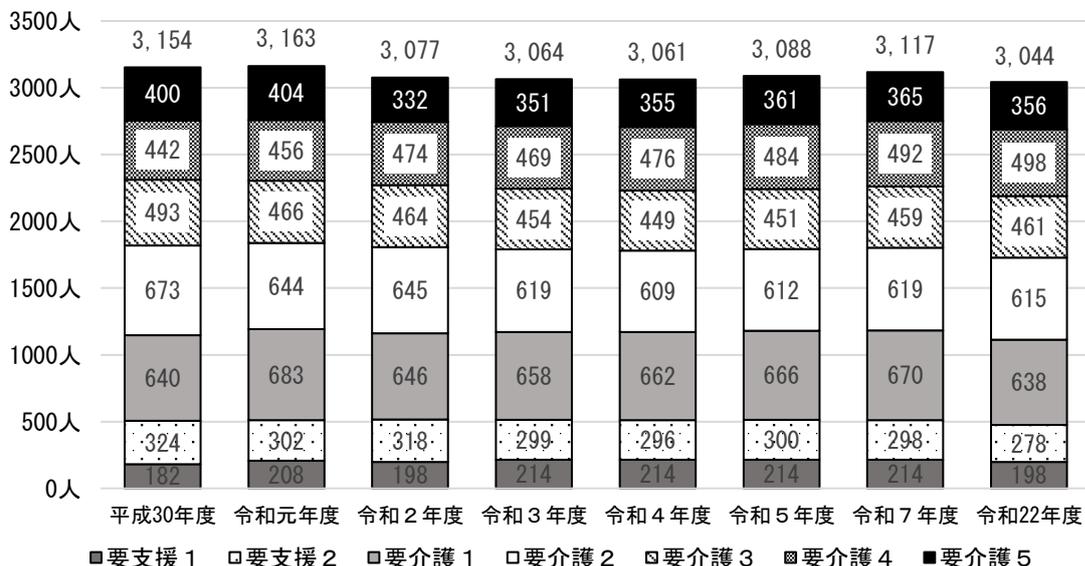
国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に本市の将来人口を推計すると、総人口が令和5年には38,570人、令和22年には27,211人と令和2年から13,485人の減少と見込まれています。

65歳以上の高齢者人口の推計では、令和7年までは前期高齢者数は減少し、後期高齢者数は増加が続くと見込まれています。令和22年には47.4%と、本市の人口の半数程度が高齢者になると推計されています。



### ◆ 要介護等認定者数の推計

本市の要介護等認定者数は、平成28年度以降増減を繰り返していますが、平成28年度が3,118人、令和2年度が3,077人と、全体としてやや減少傾向となっています。令和5年で3,088人、令和7年には3,117人と、やや増加傾向が続くと見込まれています。また、認定率も増加傾向となっており、令和7年にはほぼ20%に達すると推計されています。



### 3 計画の重点課題

第7期計画時からの継続した課題を踏まえ、本計画の重点課題を以下のようにまとめました。

#### 1 共に支え合う地域づくり

糸魚川市では、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けるための「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。本計画では地域の中で高齢者を含む地域住民が生活支援の担い手であると捉え、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応え、新たな社会的役割を持てるような取組が必要です。地域特性や地域ごとの実情に合わせ、「自助・互助・共助・公助」の適切なコーディネートや、包括的・継続的な支援を行い、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会の構築を目指します。

また、高齢化とともに増加する認知症への施策として、認知症の人とその家族が安心して住むことができる見守り支援体制の整備拡充にも努めます。

#### 2 自立支援・介護予防の効果的な体制づくり

本市では、高齢者の自立した生活とは、「社会とのつながりを持ち、お互いの支え合いの中で、自らの能力に応じた日常生活を送る姿」とし取り組んでいます。高齢者の自立支援のためには、高齢者自身が加齢による生活機能の低下を予防した生活を送ることが必要です。

また、要介護状態の高齢者については、機能回復だけではなく、生活環境の調整や生きがい、役割を持って生活できる地域の居場所づくりなどバランスのとれたアプローチが重要です。

本計画では、保健事業と介護予防の一体的な取組や、地域ケア会議を活用し、高齢者の自助・互助の意識向上と、リハビリテーション職等が地域で活躍できるよう、自立支援に資する取組を推進していきます。

#### 3 複合的な課題への対応

地域包括支援センターに寄せられる相談件数は年々増加傾向にあります。最近では高齢者の課題だけではなく、家族形態の変化や経済情勢の変化等、従来の高齢者支援だけでは解決できない複合化、複雑化した課題が多くなってきています。このため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、分野や世代等を問わない支援体制の構築に向けた検討を行い、本市の実状に合った体制の整備を図ります。

#### 4 介護サービスの質的向上

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護サービス事業所で様々な取組を行ってきました。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれる等介護サービスの需要が更に増加、多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

今後は介護人材の確保に努めると同時に、業務の効率化、介護ロボットやICTツールの導入支援等を行うことで介護に従事する人の負担を減らすなど、介護サービスの質的向上を目指していくことが必要です。

## 4 計画の基本理念と目標

### ◆ 基本理念

第7期計画に掲げた理念を基本的に継承しながら、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を視野に入れ、「地域包括ケアシステム」の構築と深化を進め、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくりの取組を推進します。

そのために、糸魚川市が目指すべき地域社会の将来像を以下のように示し、地域住民及び介護・保健・医療関係者等と共有しながら施策を展開します。

#### ● 健康で生きがいを持てる地域社会

高齢者が自ら積極的に健康を保持・増進し、社会参加や生きがいづくりに取り組む「生涯元気社会」

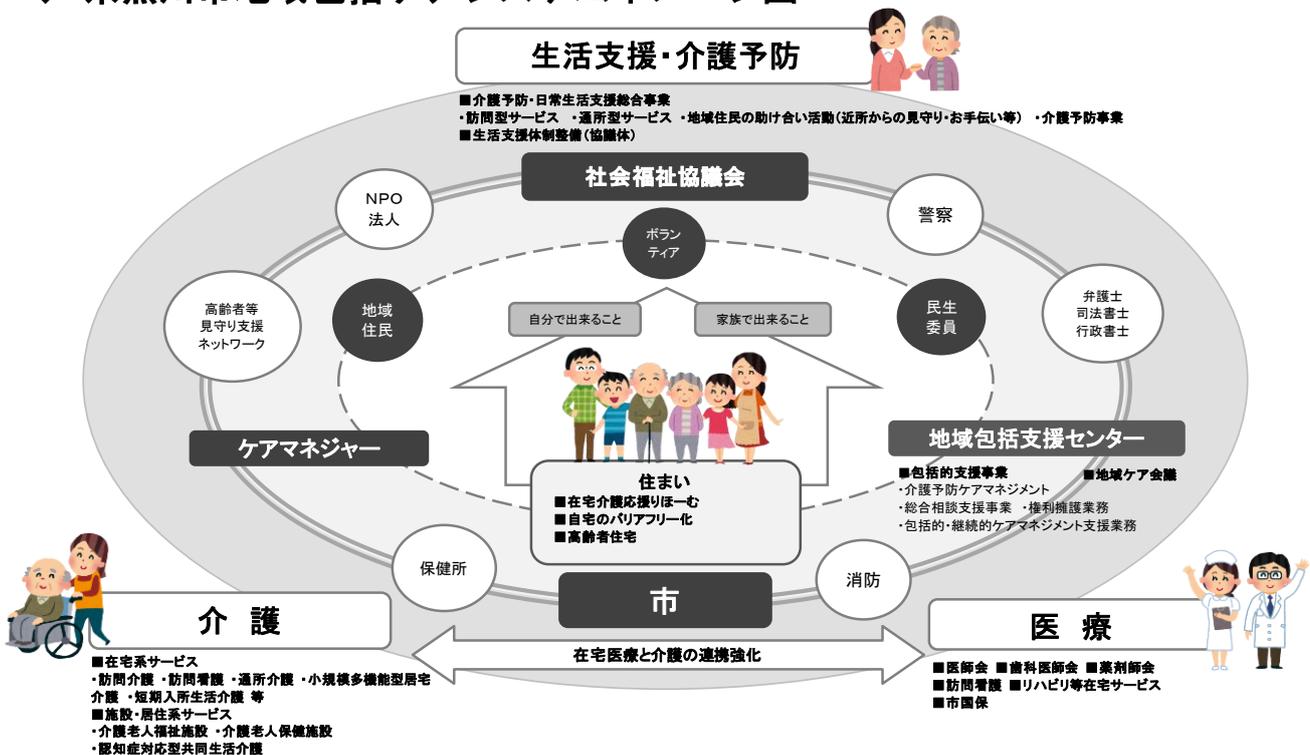
#### ● 高齢者の自立と尊厳を支える地域社会

高齢者が要介護状態になっても、尊厳が保たれ、自らの能力に応じた自立した日常生活を営むことができる「質の高い生活が送れる社会」

#### ● 共に支え合う地域共生社会

高齢者だけでなく支援が必要な住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民・企業・行政等の協働により地域の力を向上させ、共に助けあい支え合う「地域共生社会」

### ◆ 糸魚川市地域包括ケアシステムイメージ図



地域包括支援センターを中心に展開される地域ケア会議により、地域課題に対する地域づくり・資源開発を支援し、また、全市的に取り組むべき課題に対して政策形成を行い、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防の5つの視点を様々な機関との連携により、糸魚川市地域包括ケアシステムづくりを進めます。  
『～自立支援を目指す自助・互助・共助・公助の仕組みづくり～』

## ◆ 基本目標

重点課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、本計画を推進するための6つの目標を設定します。

### 基本目標1 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

- (1) 高齢者が、それぞれの状態に応じた健康づくりや介護予防、生きがい活動に取り組み、重度化を防止できるよう、自立支援と介護予防を効果的に行う取組について検討し、関係機関との連携を図り、取組を進めます。
- (2) 保健事業と介護予防を一体的に行い、事業の効果的な展開を図ります。

### 基本目標2 地域包括ケアシステム構築を進める地域づくりの推進

- (1) 誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、生活支援体制の整備を進め、地域の支え合いを推進します。
- (2) 在宅医療と介護の連携強化、地域共生社会の実現を目指すために基幹型地域包括支援センターの設置を図ります。
- (3) 複雑化、複合化している住民の支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を行います。

### 基本目標3 認知症の理解と支える体制づくり

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及を行います。
- (2) 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症本人の視点も加えながら、「共生」と「予防」を軸に地域全体で支える体制づくりを進めます。

### 基本目標4 日常生活を支援する体制の整備

- (1) 高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう生活支援サービスの充実と住まいの確保を目指します。
- (2) 安否確認や見守り体制の充実を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援をします。

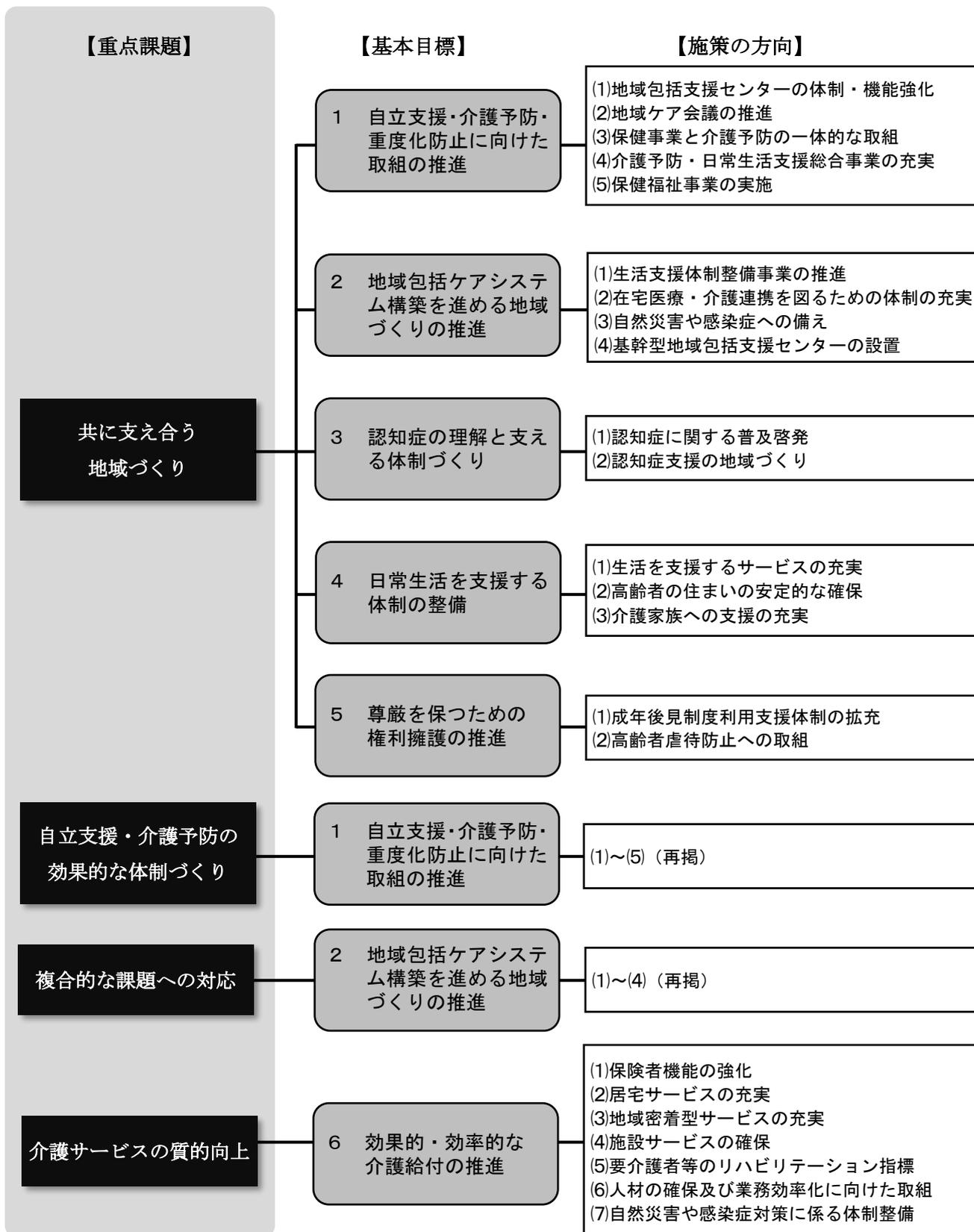
### 基本目標5 尊厳を保つための権利擁護の推進

- (1) 意思決定が困難な人を守る制度である成年後見制度への理解や普及の促進を図ります。
- (2) 市民後見人等の育成を進め、利用支援の充足を図ります。
- (3) 高齢者虐待の防止に向け、関係機関等との連携や情報共有等を図ります。

### 基本目標6 効果的・効率的な介護給付の推進

- (1) 介護サービスや介護家族への支援の更なる充実を目指します。
- (2) 安定して提供できるサービス基盤を整備します。
- (3) 介護人材の確保に努め、業務の効率化等を行うことで介護従事者の負担軽減を図る等、介護サービスの効率化、質的向上を目指します。

## ◆ 施策体系



## 6

## 第8期計画期間中の保険料

## ◆ 第1号被保険者の保険料の見込み

本計画期間中の3年間の介護保険料は、第1号被保険者の基準保険料を月額5,400円とし、所得段階別の保険料は、被保険者の負担能力に応じ、低所得者の保険料軽減を図るため、第7期計画期間中と同じ10段階としました。

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.3)	1,620円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.75 (0.5)	2,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.7)	3,780円
第4段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	4,860円
第5段階 (基準額)	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	5,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,480円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	7,020円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	8,100円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.7	9,180円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上の方	1.9	10,260円

## ◆ 令和7年度(2025年度)・令和22年度(2040年度)の保険料の見込み

保険料基準額(月額)	令和7年度	6,417円
	令和22年度	8,341円

## 介護保険事業計画における施設等の整備計画

介護サービスのうち施設系サービスについては、介護保険からの給付費が高額となる傾向があり、介護保険料に与える影響も大きいことから、介護保険事業計画において整備計画を位置付けています。

## ■第7期介護保険事業計画に計上した事業

種別	事業所等	定員等	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特養	ふくがくちの里	4床	○ ショートステイ から転換		
認知症対応型 グループホーム	けあビジョンホーム 糸魚川	18人			○ 開設
小規模多機能	(応募なし)	(29人以下)			←-----→ (公募3回)

## ■第8期介護保険事業計画に計上している事業

種別	事業所等	定員等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特養	ふくがくちの里 クレイドルやけやま	4床 4床	○ ショートステイ から転換		
認知症対応型 グループホーム	(事業者を公募)	(18人以下)		←-----→ (公募)	(開設)

## 【今後の方向性】

- ・将来的な高齢者及び介護認定者数の推移、介護保険料への影響等をふまえ、特別養護老人ホーム等の整備は必要最小限とします。
- ・認知症高齢者の実態を把握し、グループホームの適切な施設配置に努めます。
- ・近隣市町村との連携を含め、既存施設や事業所の効率的な利用に努めます。

## 事業所の[開設・休止]について(令和3年4月以降分)

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 事業種別          | 居宅介護支援事業所   |
| 2 事業主体          | 名称 株式会社 リボーン<br>代表者 代表取締役 飛田 尚文<br>所在地 上越市大字大日34番地5 |
| 3 事業所名<br>及び所在地 | 居宅介護支援おしあげ<br>糸魚川市南押上1丁目3番11号                       |
| 4 提供するサービス      | 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成                                  |
| 5 事業休止時期        | 令和3年8月末   |
| 6 サービス利用者       | 35人(令和3年7月末までに他事業所への引継ぎを完了)                         |
| 7 休止の理由         | 事業所管理者(主任介護支援専門員)の離職による                             |